

ポスト新長期規制適合車導入促進助成金交付要綱

一般社団法人山梨県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山梨県トラック協会（以下「山ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、環境対策事業の一環としてポスト新長期規制適合車を導入する場合に、助成金を交付し、環境対策に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「ポスト新長期規制適合車」とは、排出ガス規制平成21年識別記号以降の自動車をいう。
- (2) 「事業者」とは、山ト協の会員で環境対応車を「リース」又は「買取り」により導入し使用する者をいう。
- (3) 「買取り」とは、一括もしくは割賦による「ポスト新長期規制適合車」の購入をいう。

(ポスト新長期規制適合車に対する助成)

第3条 山ト協は、事業者からポスト新長期規制適合車の申請があった場合、山ト協のポスト新長期規制適合車導入促進助成金交付要綱に基づき助成の対象となるものに対し、この要綱により予算の範囲内で助成することができる。

なお、1事業者に対する助成台数は、導入種別に係らず1台までとし車両導入について、他の補助金との重複は、不可とする。

(助成金の交付額)

第4条 前条の助成金の交付額は、次のとおりとする。

【リース、買取り】

(単位：円)

最大積載量	山梨県トラック協会
5トンクラス未満	30,000
5トンクラス以上	50,000

(車両の登録及び助成対象期間)

第5条 助成金の対象となる車両は、山梨県内に使用の本拠を有し、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の4月1日から1月31日までに登録を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。

3 支払が完了したものでなければならない。

(割賦の場合は、割賦販売契約書・リースの場合は、リース契約書)

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、別に定めるポスト新長期規制適合車導入促進助成金交付申請書を助成対象期間終了後の2月15日(ただし、土、日祝祭日の場合は翌日)までに、関係書類を添えて山ト協へ申請するものとする。

(助成金の交付)

第7条 山ト協は、前項のポスト新長期規制適合車導入促進助成金交付申請書の提出があったときは、申請書を審査するとともに、事業者に対して、助成金を交付する。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第8条 事業者は、関係法令に従い善良な管理者の注意をもって導入した車両を管理しなければならない。

2 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、山ト協は法定耐用年数を経過していない車両に係る助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。但し、当該車両が初度登録から起算して法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについては、この限りではない。

(1) 助成金の交付決定内容もしくは、これに付した条件その他法令及びこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 事故もしくは、火災等により車両が使用できなくなったとき。

(3) 差し押さえ又は、競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4) 事業者が山ト協を脱会したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が既に事業者に交付されているときは、山ト協は事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

(財産処分の制限)

第9条 事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は譲渡、交換、破棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

但し、あらかじめ山ト協の承認を受けた場合はこの限りでない。

(雑 則)

第10条 山ト協は、事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(附 則)

1. 平成31年4月1日 制 定
2. 令和2年4月1日 一部改正
3. 令和4年4月1日 一部改正